

○議長（小林哲雄）

日程第 8 議案第 31 号 財産の取得について（開成町グリーンリサイクルセンター建物等購入）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町グリーンリサイクルセンターの建物及び付帯設備一式を取得するため、売買契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、まず、本議案提出までの経過について、簡単にご説明いたします。

開成町グリーンリサイクルセンターの運営形態を平成 27 年 4 月 1 日からこれまでの P F I 方式から純然たる指定管理方式へ変更させていただきたいということで、議会定例会 11 月会議におきまして、関連する 4 件の議案をご審議いただきました。

議案第 40 号で、現行の運営及び維持管理事業の契約期間を本年の 3 月 31 日までに短縮する変更契約について。

次、議案第 41 号で、同様に現行の指定管理期間の変更についてお認めいただき、また、議案第 42 号で、グリーンリサイクルセンター条例の一部改正を、さらに平成 26 年度一般会計補正予算（第 3 号）で、グリーンリサイクルセンター施設等購入費につきまして、7,817 万 9,000 円の債務負担行為の設定についてお認めいただいたところでございます。

本議案につきましては、この補正予算（第 3 号）でお認めいただいた債務負担行為に基づきまして、施設購入に当たっての契約準備を進めてまいりました。この 2 月 18 日に仮契約を行いましたので、今回、上程させていただいたものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第 31 号 財産の取得について（開成町グリーンリサイクルセンター建物等購入）。

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年開成町条例第 14 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- 1、名称、開成町グリーンリサイクルセンター施設等購入事業。
- 2、財産の種類、建物及び物品。
- 3、建物の所在、開成町金井島 2318 番地 1 他。
- 4、取得物件、別紙のとおり。

お手数ですが、1 枚おめくりください。別紙、取得物件一覧でございます。

- 1、建物等といたしまして、（1）の管理棟から（5）の剪定枝受入場及び（6）に

その他といたしまして、作業場・駐車場・外構等附属物一切を含むとしております。

大変申しわけございません。（３）発酵槽棟の右端の平家建ての家が、ここだけ屋根の「屋」になってございますが、その上と下とあわせまして、家のほうの「家」に修正をお願いいたします。平家建、登記で使っております、「家」のほうで統一させていただきたいと思います。

次に、２、付帯設備といたしまして、（１）粗破砕機から（２２）の微粉碎用破砕機まで、及び２３といたしまして、その他、上記設備に係る付属品及び事業に使用する器具・備品等一式としております。

なお、参考資料といたしまして、本日、取得物件一覧ということで、写真の入ったものをお配りさせていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

では、表紙の１枚目のほうにお戻りください。

５、取得価格でございます。金 7, 817 万 8, 894 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額）579 万 1, 029 円。

６、契約の相手方、神奈川県足柄上郡開成町金井島 2318 番地 1、有限会社開成グリーンリサイクルセンター 代表取締役、高橋恒雄。

平成 27 年 3 月 3 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、２枚おめくりいただいて、資料の事業概要書をご覧ください。

事業名は、開成町グリーンリサイクルセンター施設等購入事業でございます。引渡し日ですが、前日の 3 月 31 日まで、現在の有限会社グリーンリサイクルセンターによる運営が行われておりますので、平成 27 年 4 月 1 日を引渡し日としております。

次に、事業概要です。現行の「開成町グリーンリサイクルセンター施設整備、運営維持管理事業契約」が平成 27 年 3 月 31 日に終了することに伴い、その施設を有限会社開成グリーンリサイクルセンターより購入し、平成 27 年 4 月 1 日より新たな管理運営を行う。ための購入でございます。

続いて、価格の算定についてご説明いたします。一つとしまして、建物及び付帯設備のうち開業当時に存在するものにつきましては、当初の契約約款の第 76 条の規定を準用して算出しております。

具体的に申しますと、初期投資額と開業費等の合計額を当初契約の 15 年間の開業期間をもとにしまして、平成 27 年 4 月 1 日以降の残期間分を案分して算出した金額、6, 759 万 8, 838 円と、２といたしまして、開業時以降に追加した設備については、現契約末日の 3 月 31 日現在の簿価 478 万 9, 027 円で買い受けることといたしまして、合計で 7, 238 万 7, 865 円を算出いたしました。これに消費税及び地方消費税を加えました 7, 817 万 8, 894 円を取得価格とさせていただいたものでございます。

なお、冒頭申し上げましたが、以上の内容によりまして、相手方の有限会社グリーンリサイクルセンターと平成 27 年 2 月 18 日に仮契約を行っております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、菊川敬人議員。

○ 1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。今回、この施設を買い上げるということの議案であります。今までずっと累積で負債があったわけですが、この施設を買い上げることによって、その負債はもう発生しないと考えでよろしいのでしょうか。それともまだ同様に、幾らかの発生は見込まれるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

負債ということですが、有限会社グリーンリサイクルセンターが、本事業を始めるに当たって、施設整備を行いました。その初期投資に係る部分での負債については、この購入によって、金融機関への返済はなくなるということは確認してございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○ 1 番（菊川敬人）

それでは、付帯設備でちょっと伺います。付帯設備の中に、破砕機が 3 台出ております、一覧で。この破砕機は、粉碎機等であれば、神奈川県騒音の条例で、騒音規制にかかってくるんですが、この破砕機は、神奈川県の条例には抵触しないのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

破砕機も、開業当時からございます。開業当時も県のほうの確認は得ておりますので、抵触しないというふうに考えてございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

1 0 番、小林秀樹議員。

○ 1 0 番（小林秀樹）

1 0 番、小林秀樹です。この購入価格を残日数で案分しているというのは、当初の契約の中でうたわれているんですけども、当然、機械ものですから、経年変化によって、老朽化というのが発生してくると思います。老朽化に伴って、当然、これからメンテナンス費用というものが起こってくるんですけども、そのことについてのご検討、お考えはどういうふうな状態でしょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

これは指定管理契約とも関連してきますが、今後の新指定管理の中での今後の維持補修の考え方につきましては、1 0 0 万円以上の補修がかかるようなものについては、町が予算を手当して行う。1 0 0 万円以下の修理だとか、車検だとか、その辺につきまし

ては、年間の指定管理料の中で指定管理者のところで対応していくというような中で公募をしまして、今後契約をしていくというようなことを想定してございます。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

大変大ざっぱな契約だと思うんですけども、この100万円が非常に微妙なところですね。例えば、見積もりで90万円でしたら、これは年間契約のほうでやる。101万でしたら、これは別であるということで、そこをその時点でどういうふうに捉えるかということが出てきますので、ぜひこれはその辺は柔軟性というか、お互いに納得いくような調整をしていただいて、進めていただけたらと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

小林秀樹議員のおっしゃるとおり、大まかという感じはするかもしれませんが、基本的には、大規模、それを交換しなければ事業ができないような事態が発生するのは100万以上という形で捉えていますから、小規模の修繕等については、それ以外にできるだろうと。大規模な修理が必要な場合については当然予算化して、議会の議決、補正予算等でやるべきかなと考えていますので、そういった部分での100万という数字で捉えています。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。このたびの議案の内容については理解するところであります。今までの経過を見た中で、いたし方がないなというところで理解しております。

そのような中で、備品等を今回購入するに当たって、ちょっと気になるのが、3月31日で事実上がPFIで今までやってきたものが終了し、今度は委託という形になるのですが、それまでは運営している中で、剪定枝の受け入れ、また、破碎した肥料等の手前というのですか、肥料になるのもあると思うんですが、そこら辺の、碎いて肥料につくっている部分は、商品として見る反面、片方の部分は廃棄物というのですか。そこら辺は表現があると思うのですが、そこら辺の財産の区分の取り決めが、今回、購入費の中で示されていないのですが、そこら辺はどうなっているのか。口頭で次の人が引き継ぐと契約で書いてあるものなのか。当然、これは売れば価値はあるけれども、売れなければごみになるだけなので、そこら辺は取り決めとして、財産取得の中でちゃんと明記するべきではないのかなと感じましたので、そこら辺のところ、どうなっているか、手続のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

しばらくお待ちください。

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

その辺の受け入れた剪定枝、そのままの状態のものもあれば、堆肥になって、でき上がったものもございます。それは指定管理者の公募の書類のほうに明記してございまして、その引き継ぎで材料としての剪定枝、それから、でき上がった商品としての堆肥の引き継ぎにつきましては、現行の有限会社グリーンリサイクルセンターとも協議の上、その財産の引き継ぎについては約束はしてございます。

具体的に申しますと、３月３１日現在の状況で、それは引き渡すと、引き継ぐということになってございます。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

補足します。山田議員のおっしゃるとおり、その部分、非常に大事な部分でしたので、有限会社G R Cと３月３１日をもって、どういう状態にするのか。財産もあるし、処分する費用もかかるものもあるので、３月３１日時点で残ったものは、ありのまま町が引き継ぐ。それは施設設備の財産取得とは別にやるという形で契約は取り交わしています。

それについては公募の際にも、複数公募を想定していましたので、そういった中では、その旨をうたって、財産収入の部分もそれはあるけれども、処分しなければならない部分もありますよということで、それは明記して、相手方に伝えてあります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。今の説明で理解するしかないというのが正直な話で、本来であれば、これだけのP F Iでやるという中で、これはあくまで民間のほうでやるんだよという、今度、町のほうでやるんだよという大きな展開の中で、その部分というのは、ちゃんと議会にも説明するべきではないのかなというところでは、ちょっと資料不足であるのではないかな。

次に指定管理で議案が上がっているの、どっちに重きを置いた議論なのかというのはあると思うんですが、やはりそのところは慎重にやっていって、後で苦情が出ないような形での引き継ぎというのが重要だったのかなと思うところであります。

それとあともう一点お聞きしたいのは、これはグリーンリサイクルセンターというのは、機器をそろえるだけでは事業は展開できないというのが一つあると思います。それには認可等、そういうものがどういう状況になっているのか。新たに町が取得するものなのか。今回の契約の中で、認可も含めた中で取得するのか。そこら辺ちょっと、県の部分とか、国の部分があると思うので、そこら辺をちょっと説明していただければ、理解ができます。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。許可というか、認可につきましては、2点ございまして、1点は、開成町として許可を与える、開成町の一般廃棄物の処分業の許可でございます。こちらにつきましては、新たな指定管理者から許可の申請が出てきますので、町から新たな指定管理者に許可をおろすという形を想定してございます。

また、一応設備のほうにつきまして、先ほど申しました神奈川県の部分で手続きをしてございますので、そちらについても、県西センターと調整を行っておりまして、こちらでも施設の継承ということで、これまでの現行の有限会社開成町グリーンリサイクルセンターから新指定管理者に施設として継承するという届け出をしていただければよいという形で事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。その点については、物件等の購入に入るのかどうか。それは、お互いが合意している文書が存在するのか。すれば問題はないと思うんですが、今回、施設購入の中で、有料のものもあれば、無料で引き継ぐもの、いろいろとあると思うんですが、そこら辺がはっきり見えなかったもので、ある意味心配していると。後でそこら辺の権利を主張されても、これは今のグリーンリサイクルセンターがとったものなんだと、仮に許可をほしいのであれば、金銭を出しなさいということがあってはならないと思うので、やはり口頭の合意ではなくて、文書等、また議案のほうに今回の建物等の購入に入っているよという部分があるのかどうか。そこら辺、どういう合意をしたのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それではただいまのご質問にお答えします。こちらの購入につきましては、あくまでも建物、それから物品ということで、有形のものになってございますので、この金額自体には、そういう権利的なものは含まれてはございません。

どちらの許可につきましても、特に町につきまして、現行の有限会社グリーンリサイクルセンターに出している許可は、3月31日で当然終わるということで、新たに4月1日からは、新たな指定管理者へ許可を出すということですから、そこには当然、何らの権利の移動も発生はしないということになります。許可を受けている部分の権利といえますか、その辺の移動ということは発生しないと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。先ほどの答弁の中で、承継するという言葉があったので、権利

的な部分を心配したと。今の説明だと３月３１日で終了するという、どちらかというと、新規事業ではないという見方の中で、県の許可が緩やかな部分で、新たにとるという説明に変わったので、そこら辺ははっきり説明してもらいたい。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

済みません。言葉が足りませんでした。３月３１日で切れてというのは、町の処分業の許可のほうを申しまして、県のほうは、確かに継承するということで、それは施設をそのまま継承するという形で処理を行うよということです。こちらにつきましては、施設を購入するのは町でございますから、町が一旦購入して、それを新たな指定管理者に管理させるということで、その施設を使って、処分業を行う部分について、県の許可については継承されるという形になります。

以上でございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。要するに県の部分は継承するわけですね。継承するということは、そこの部分で合意されていなければ、グリーンリサイクルセンターと、ややこしいことになりますので、ないとは思いますが、安全な対策をとって、事業を遅滞なく引き継ぐというのが基本であり、我々もそういうところを心配しながら、そういう部分を見ながらちゃんとした契約ができるよう、ここで議論をしていると思いますので、口頭で建物を渡したから、それで全て権利がいったんだよというのでは問題ではないのかなと心配しているので、そこら辺が文書として取り交わされているのであれば、これは何回か余分に議論させてもらっていますが、要らないので、文書でやりとりをしているのか。また、今回のここに入っているのかという部分で、答弁をもらえれば、それで理解しますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

説明がなかなかうまくできなくて、すみません。基本的には心配ないという形で、説明の方法としては、有限会社ＧＲＣとは３月３１日をもって契約が終わります。新たにそこでやっていく場合に、県のほうとしては、その施設を開成町が公の施設として指定管理者としてやる場合には、その部分は新規な手続を踏まなくても、そのままできますよという意味で、継承という言葉を使っていますので、ＧＲＣ側に権利が残るという部分ではありません。そういった意味で、伝えたかったということです。

○議長（小林哲雄）

２番、高橋久志議員。

○２番（高橋久志）

今回の議案第31号の件ですけれども、PFI方式を開成町で採用した一番最初の事業所、それで有限会社GRCがやってきたわけですね。15年というPFIの期間を設定してやってきたというのは、私も承知しております。これをやめざるを得ない背景は、累積赤字が出てきまして、運営的に厳しいと。

しかしながら、町として剪定枝の資源再利用として、町が責任を持ってやっていくんだと、その熱意は買いますけれども、これから指定管理の話がありますけれども、よほどの覚悟がないと、議事運営上、やはり問題は同じように出てきやしないかというのが、私たち議会から見た場合、感じているところなんです。

それで、改めて今回のPFIの反省点とか、問題点をきちんと整理をしていかないと、いけないのではないかと。今回、財産取得というのはわかりますけれども、町が責任を持ってやると、わかりますけれども、そもそもこの事業をやってきたPFIは破綻しているわけですから、そういう責任というものも踏まえて、今回提案されておりますけれども、所見を聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、高橋議員の質問にお答えします。この件については、議会の中でもいろいろ議論がありまして、そういった意味で、PFIとしてスタートした剪定枝の処理事業については、累積赤字が生じるような事態になってしまったということは、それは町にも責任がありますし、受け手側にもかなりの部分があったのかなと。指定管理期間を15年間続けていっても、何ら解決策が生まれないという中で、ここ数年、相手方と話し合って、最終的な落としどころは、向こうがこの時点で解散をして、損益処分をすると。町がこれを買って受けて、公の施設として剪定枝の処理事業を行っていくと、そういう形で合意がなされて、やっとここの時点までたどり着きました。

高橋議員おっしゃるように、来年度4月1日以降、町が公の施設として剪定枝の部分指定管理者を通じてやるわけですが、それが同じような形で、うまくいかないようなことがあってはなりませんので、町としても、ほかの指定管理施設として同じよう、公の施設ですから、それなりの覚悟を持って状況を把握していくと。相手方の指定管理者に対しても、ある程度の利益がいくような中で公募設定をして、応募者があった中で、その次の議題になりますけれども、指定管理者の承認をいただきたいというところまでできています。

そもそも指定管理を始めた中で、平成16年から、町としては、ごみ処理施設がない中で、なるべくごみを減らしていかなければならないというような状況の中で、剪定枝を燃えるごみではなくて、リサイクルに回せるような形でやってきたと。ただ、そのときは、収支が追いつくだろうというような中で、PFIでやってきたのですが、それはうまくいかなかったという部分は、町もその部分で、早目の対処方法がとれなかったのは、やはり反省すべきことかなと、そういう部分では思っています。

ただ、そういった反省を踏まえた中で、今後はなるべく経費をかけない中で、でも、

ごみを減らしていく中では、ある程度、指定管理の部分はかかってきますから、こういった経費の部分をかけてでも、ごみを減らしていくと。それは税金を投入してでも、ごみを減らしていくという町の方針が決定しましたので、平成27年4月1日から5年間、こういった事業を指定管理者に任せていこうという形です。

剪定枝の量についても、今現在は、開成町中心で南足柄市からきていますけれども、あと事業系が来ていますが、そういった部分では、あの施設を最大限活用できるよう、ほかのところの剪定枝も、今後、町としても当たっていききたいなど。剪定枝の搬入量が増えれば、指定管理者側の利潤も上がるでしょうから、そういったところにも、今後、町も努力していきたいと考えています。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。今度新しくなるGRCの運営、経営状況にまで話が入り込んだので、ちょっと一言だけお願いしておきたい。従前のときに、累積赤字が随分かさんできて、その都度、その都度、その経営実態がどうなっているのか、町当局のほうでも、指導監督する責任がありますよと申し上げてきました。

去年の12月の一般質問では、こういうふうに運営形態が変わる、大きな方針転換されたということで、喜ばしいことだなというふうに申し上げました。

これから、次の議案第32号でもありますけれど、新しく指定管理者になっていくときに、同じような轍を踏まないようにというのが、今、同僚議員が申し上げたとおりですけれど、これをその都度、その都度検証する仕組みを役場の中につくっておかないと、また相手に任せっ放しでいくと、同じようなことになってしまうという心配が随分あります。指定管理料700万円という予算、先ほど一般会計で可決しましたけれど、これで本当に済むのかどうか。非常に心配しているところがある。資源循環型社会を構築するために、グリーンリサイクルセンターという設備を設けたというふうなことは、最初からこういうふうに言われていますので、この辺の検証する仕組みをどういうふうにつくっていくのか。その考えがあれば、お聞かせいただきたい。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、茅沼議員の質問にお答えします。おっしゃるとおり、そこら辺で任せていけば、また同じような事態になりかねないということは、町側としても十分承知をしているところです。一番いい例で言いますと、水辺スポーツ公園については、指定管理者として毎月の報告、四半期ごとの報告、年度の報告の中で、大体どういった利用者があって、どういった事態が起きたか、どのような苦情等があったかと、そういったものが毎月町に上がってきます。その報告だけではなくて、職員が実際に現場に行って、どういう状況か見てきています。そういったことをGRCについても、今後、4月1日以降

は、定例の報告、四半期ごとの報告、そこで経営実態がどうなのか、そういったチェックと実態、あと利用者のこういった意見があるのか。そういった部分について、次の議題にもつながるんですけども、ご意見箱とか、そういった提案もありますから、そういった意見を聞くような状態についても、今までこちらとしては申しわけない点があるけれども、P F I だからと任せる部分が多過ぎたと反省していますが、そういったことのないよう、水辺スポーツ公園のような、いい事例を参考にやっていきたいと考えています。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。今、たまたま水辺スポーツ公園の指定管理者と比較の話が出ましたけれど、水辺スポーツ公園の管理体制については、行政のほうでも、それをしっかりとチェックする体制ができたと思うんですよ。何か問題があれば、すぐに議会のほうにも報告をいただいたりして、議会としてもそれを理解しやすかった。それと比べて、グリーンリサイクルセンターをご担当されているところのことを悪く言うつもりは毛頭ありませんけれど、やはり仕組みができていなかったのではないかと思います。ほかにもそういうケースがあると思いますので、行政の中でも、そういう仕組みをきっちりとマニュアル化するというのですか、何かそういう手だてをぜひ講じていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第31号 財産の取得について（開成町グリーンリサイクルセンター建物等購入）。
原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。